

PTA 会則の改正および細則の制定（案）について

PTA 会長 齊藤 文誉

会員の負担軽減、さらなる意見反映の推進を図る為、会則・規約の見直し及び細則の制定について以下を提案致します。

主なポイントは下記のとおりです。

●改正案のポイント●

Point 1 規約に規定されるべき内容の条文化

「個人情報の扱いについて」「入退会」といった基本的な事柄を条文化します。

Point 2 機関(役員)の整理

学年委員会を廃止致します。児童数の減少により役員選出負担が増加していることから、常設委員会としては廃止をし、行事によって無理なくご参加いただける方式(ボランティア制)へ移行していきます。

Point 3 細則の制定

発足以来、会則・慶弔規定・表彰規定をもって規約としておりましたが、細則を制定することで、会員の意見の反映を即時行えるようにし、常に時代に即した PTA 運営を目指します。

なお、今回の制定にともない、表彰規定を廃止致します。

Point 4 PTA 会費の引き下げ

予算の見直しを行い、1 世帯月額 500 円から 1 世帯月額 300 円へ引き下げます。詳細を細則へ制定致します。

本部では、引き続き実態に合わせた規約改正の検討を進めてまいります。

以上

大町小学校 P T A 会則 新旧対照表 (令和 6 年 4 月 1 日作成)

| 旧会則 | 新会則 |
|--|---|
| <p>市川市立大町小学校父母と教職員の会則 昭和 48 年 10 月 11 日設立 平成 20 年 4 月 25 日第 8 条改正 平成 23 年 5 月 6 日第 9 条第 5 項改正 平成 26 年 5 月 2 日第 9 条第 2 項および第 5 項改正 令和 5 年 5 月 1 日第 9 条第 3 項、第 13 条、第 16 条改正 以下繰り下げ</p> <p>第 2 章 会員 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 3 章 役員 <u>第 5 条 (略)</u> <u>第 6 条 (略)</u> <u>第 7 条 (略)</u> <u>第 8 条 (略)</u></p> <p>第 4 章 機関 <u>第 9 条</u> 本会の次の期間を置く。 総会、役員会、幹事会、専門委員会、<u>学年委員会</u>、選考委員会</p> | <p>市川市立大町小学校父母と教職員の会則 <u>(削除)</u></p> <p>第 2 章 会員 <u>第 5 条 第 4 条に該当する場合、本会への入退会は個人の自由意志で行うことができる。</u></p> <p><u>第 6 条 本会は書面又は電磁的記録による入会届の提出をもって入会する。退会は次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>自動退会：子の卒業又は転校等により、教職員会員については勤務校の異動により、第 4 条非該当となる者は会員資格を失い退会とする。退会届の提出は不要。</u> 2. <u>任意退会：上記以外の事由によって退会する者は退会届を提出する。</u> <p>第 3 章 役員 <u>第 7 条 (略)</u> <u>第 8 条 (略)</u> <u>第 9 条 (略)</u> <u>第 10 条 (略)</u></p> <p>第 4 章 機関 <u>第 1 1 条</u> 本会に次の機関を置く。 総会、役員会、幹事会、専門委員会、選考委員会</p> |

1. 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、書記を以て構成する。

2. 幹事会は、役員及び各学年委員長を以て構成し、総会に次ぐ決議機関である。

4. 学年委員会は各学年の学級委員を以て構成する。

5. (略)

6. (略)

第5章 会議

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 役員会は、必要と認められた時、各種委員会を設けることができる。

第6章 会計

第15条 (略)

第16条 会費は、1世帯(1家庭)月額500円とする。徴収は年2回学校徴収金と合わせて行う。

(新設)

(新設)

(新設)

1. 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、書記を以て構成し、総会に次ぐ決議機関である。

2. 幹事会は、役員及び各委員会委員長を以て構成する。

(削除)

4. (略)

5. (略)

第5章 会議

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

(削除)

第6章 会計

第16条 (略)

(削除)

第18条 会費等について、別に細則を設ける。

第7章 個人情報の取扱い

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「大町小学校 PTA 個人情報取扱い方針」を細則に定め、適正に運用するものとする。

第8章 慶弔規定

第20条 慶弔規定について「大町小学校 P T A 慶弔規定」を細則に定め、適正に運用するものとする。

(新設)

大町小学校 PTA 慶弔規定

大町小学校 PTA 表彰規定

(新設)

第 9 章 細則

第 2 1 条 役員会は本会則に反しない範囲で細則を制定、又は改廃することができる。
但し、制定、改廃の結果は、次の総会にて報告をする。

(削除)

(削除)

附則

昭和 48 年 10 月 11 日設立

平成 20 年 4 月 25 日第 8 条改正

平成 23 年 5 月 6 日第 9 条第 5 項改正

平成 26 年 5 月 2 日第 9 条第 2 項および第 5 項改正

令和 5 年 5 月 1 日第 9 条第 3 項、第 13 条、第 16 条改正

令和 6 年 4 月 30 日会則附則削除及び末尾へ移行、第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章改正、第 7 章、第 8 章、第 9 章新設

大町小学校 PTA 慶弔規定細則制定により移行、大町小学校 PTA 表彰規定削除

大町小学校 P T A 細則 新旧対照表 (令和 6 年 4 月 1 日作成)

| 旧細則 | 新細則 |
|--|---|
| <p><u>市川市立大町小学校父母と教職員の会 細則</u> <u>(新設)</u></p> | <p><u>市川市立大町小学校父母と教職員の会 細則</u> <u>第 1 章 大町小学校 P T A 個人情報取扱い方針</u> <u>第 1 条 (目的及び定義)</u> <u>1. 市川市立大町学校 P T A (以下「本会」という) は、個人の権利・利益の保護を目的とし、P T A 名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。</u> <u>2. 本取扱い方針において用いる用語は次のとおりである。</u> <u>(1) 会員とは、市川市立大町小学校 P T A の会員をいう。</u> <u>(2) 本人等とは、個人情報対象者 (本人) 、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けた者をいう。</u></p> <p><u>第 2 条 (本会を取り扱う個人情報)</u> <u>本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。</u> <u>(1) 会員の氏名、連絡先 (住所・電話番号・メールアドレスなど)</u> <u>(2) 会員の児童・生徒の氏名、連絡先 (住所・電話番号・メールアドレスなど) クラス</u> <u>(3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報</u></p> <p><u>第 3 条 (管理責任者・管理方法)</u> <u>1. 本会の個人情報管理責任者を P T A 会長とする。</u> <u>2. 本会は、市川市立大町小学校 (市川市大町 84-10) 内の P T A 会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。</u></p> <p><u>第 4 条 (情報の収集・利用)</u> <u>1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。</u> <u>(1) 会費集金・管理</u> <u>(2) 本会役員の選任</u> <u>(3) 名簿の作成 (本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む)</u> <u>(4) 関係文書の送付</u></p> |

(新設)

(5) 作品などの募集・管理

(6) その他、役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合

2. 本会の役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、役員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、役員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、役員会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。

2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、役員会に報告するとともに、左事実を本人等に通知しなければならない。

(新設)

第9条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第2章 会計細則

第11条 会費は1世帯（1家庭）月額300円とする。徴収は年2回学校徴収金と合わせて行う(前期、後期)。

第12条 年度中退会会員の会費を次のとおりとする。

- 1.前期会費徴収日以前の入会会員：前後期とも徴収する
- 2.前期会費徴収後、後期会費徴収日以前の入会会員：後期分のみ徴収する
- 3.後期会費徴収後の入会会員：徴収しない(次年度より徴収)
- 4.前期会費徴収日以前の退会会員：徴収しない(前年度分は返金しない)
- 5.前期会費徴収後、後期会費徴収日以前の退会会員：後期分は徴収しない(前期分は返金しない)
- 6.後期会費徴収後の退会会員：前後期分ともに返金しない

第3章 大町小学校PTA慶弔規定

第13条 本規定は、大町小学校PTAに適用する。

第14条 本規定の内容は、次のとおりとする。

1. 児童及び保護者に対するもの。児童及び保護者の不幸の際は、次の香料をおくる。
5,000円
2. 教職員に対するもの。教職員及びその親（配偶者は含まない）の際は、次の香料をおくる。
5,000円

第15条 本会計の経費は、本会の会費から支出する。

第16条 第14条に該当しない事項については、役員会の承認を得て行われなければならない。但し、急を要する場合は会長の判断で行い、直後行われる役員会で報告する。